

◆◆「保育の必要性の認定」基準（御所市）◆◆

両親のいずれも（両親と別居している場合には児童の面倒をみている者）が次のいずれかの事情にある場合、保育の必要性が認められます。

- ① 家庭外労働・家庭内労働・自営・農業など——児童の親が家庭外や家庭内で仕事をする
ことが普通なので、その児童の保育の実施を必要とする場合
月64時間以上の就労(例:1日4時間以上で、月16日以上)
- ② 母親の出産等——母親が妊娠中または出産後間がない場合で、その児童の保育の実施
を必要とする場合（出産月と前後2ヶ月ずつ計5ヶ月間認定が可能）
- ③ 保護者の疾病等——保護者が疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に
障害を有している場合でその児童の保育の実施を必要とする場合
- ④ 病人の看護等——その児童の家庭に、長期にわたる病人や心身に障害のある人がいる
ため、保護者がいつもその看護にあたっており、児童の保育の実施を必要とする場合
- ⑤ 家庭の災害——火災・風水害・地震等の不幸があり、その家庭を失ったり破損したりし
たために、その復旧の間保育の実施を必要とする場合
- ⑥ 求職活動中・就学等——求職活動中や就学しており、その児童の保育の実施を必要とす
る場合
（求職活動中である場合は、3ヶ月間認定が可能）
- ⑦ 虐待やDV等——その児童が虐待やDV被害のおそれがある場合
- ⑧ 育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要な者——次
年度に小学校入学を控えているなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要があ
る場合、保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えら
れる場合

※なお、保育の必要性の認定については、以下の場合がありますので、あらかじめご承知
ください。

- ・ 認定できる基準に該当しないために認定が認められない場合
- ・ 認定できる基準の当該事由により認定期間の希望に添えない場合